

議 案 目 次

(平成 25 年 10 月 2 日 提出)

議案 番号	件 名	備 考
3 5	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	
3 6	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について	
3 7	過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出について	
3 8	東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効を停止する特別立法措置を求める意見書の提出について	
3 9	「収束宣言」を撤回し、東京電力福島第一原子力発電所事故の全容調査・廃炉事業・汚染水流出防止等を総合的に推進する体制構築を求める意見書の提出について	
4 0	「地方税財源の充実確保」のための意見書の提出について	

議案第 37 号

過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成 25 年 10 月 2 日 提 出

提出者	気仙沼市議会議員	畠 山 光 夫
賛成者	同	千 葉 正
同	同	小野寺 修
同	同	戸 羽 芳 文
同	同	熊 谷 伸 一
同	同	秋 山 善治郎

過労死防止基本法の制定を求める意見書

「過労死」が社会問題となり、「karoshi」が国際語となってから四半世紀がたとうとしている。過労死が労災であると認定される数はふえ続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいが、過労死は、「過労自殺」も含めて広がる一方で、減少する気配はない。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くしがたいものがあり、また、真面目で誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければならない。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指している。しかし、当該規制は十分に機能していない。

昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではない。また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面がある。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よって、国におかれては、上記の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律（過労死防止基本法）を1日も早く制定するよう強く要望する。

記

1. 過労死はあつてはならないことを、国が宣言すること。
2. 過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること。
3. 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月 2日

気仙沼市議会議長 白井 真人

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
宛